

鶴ヶ島市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年8月25日

鶴ヶ島市監査委員 内野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 漆 畑 和 司

工事監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

工事監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

富士見中央近隣公園外1公園施設更新工事

4 監査の着眼点

監査の対象となった工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査が適正に行われているかに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

関係書類の抽出、関係職員からの説明の聴取及び現地調査により監査を実施した。

6 検査の実施場所及び日程

実施場所 鶴ヶ島市役所 庁議室

日 程 令和2年7月27日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり対象工事の監査を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 計 画 適正に行われていると認められた。
- (2) 設 計 適正に行われていると認められた。
- (3) 積 算 適正に行われていると認められた。
- (4) 契 約 適正に行われていると認められた。
- (5) 施 工 適正に行われていると認められた。
- (6) 検 査 適正に行われていると認められた。

なお、公園内施設更新工事については、今後とも周辺住民の要望をくみ取り適切に対応するよう配意願いたい。

8 工事概要等

別紙のとおり

工 事 概 要 等

工 事 名	富士見中央近隣公園外1公園施設更新工事
工 事 場 所	鶴ヶ島市富士見中央近隣公園外1公園地内
監 査 対 象 課	都市計画課
工 事 内 容	<p>土工 土工 一式</p> <p>遊具等設置 富士見中央近隣公園内 ・ライオン遊具 2基 ・トラ遊具 2基 ・縁台 3基 ・公園灯 2基</p> <p>鶴ヶ島南近隣公園内 ・ステンレス砂場 1基 ・背付きベンチ 3基 ・背なしベンチ 2基</p> <p>遊具等撤去・処分 富士見中央近隣公園内 ・木馬 2基 ・木豚 2基 ・縁台 3基 ・公園灯 2基</p> <p>鶴ヶ島南近隣公園内 ・砂場 1基 ・背付きベンチ 3基 ・背なしベンチ 2基</p>
契 約 額	11,990,000円
工 期	令和元年10月17日から 令和2年2月17日 まで
契 約 方 法	指名競争入札
請 負 業 者 名	株式会社三津穂